

由利本荘市スポーツ合宿等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ合宿等のため市外から本市を訪れるスポーツ団体を支援することにより、市内への合宿等の受入を促進し、スポーツ交流の推進と市内スポーツ団体の技術力向上、地域経済の活性化を図ることを目的とする由利本荘市スポーツ合宿等補助金（以下「補助金」という。）の交付について、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ合宿等 スポーツの強化練習や強化試合（オープン大会参加を含む）のための宿泊を伴う活動をいう。
- (2) スポーツ団体 小学校、中学校、高等専門学校、高等学校、大学及び社会人が所属するスポーツ部、団体等（同好会を含む。）並びに選抜チーム等をいう。
- (3) 宿泊施設 市内の旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条で規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設（キャンプ場及びバンガロー、少年自然の家等は除く。）をいう。
- (4) 参加者 選手及び指導者等（部長、監督、コーチ及びマネージャー等をいい、保護者や付添人は含まない。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金対象者は、市内のスポーツ施設を活用し、スポーツ合宿等を実施する市外のスポーツ団体とする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる合宿等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内のスポーツ施設を利用し、かつ、市内の宿泊施設に連続して2日以上宿泊すること。
- (2) スポーツ合宿等の参加者が5名以上であること。
- (3) 当該年度の3月31日までに終了すること。
- (4) 主に営利を目的としていないこと。
- (5) 宗教的又は政治的活動を目的としていないこと。
- (6) 宿泊に係る経費について市の他の補助金を受給していないこと。

(7) その他市長が不相当と認めるものでないこと。

(補助対象経費、補助金の額及び補助限度額)

第5条 補助の対象となる経費、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付（変更）申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長の定める時期までに提出しなければならない。

(1) 事業（変更）計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請書を提出したのち申請内容に変更が生じた場合、変更申請書に変更の内容を明らかにする書類を添え、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の適正な交付を行うために必要と認められるときは、申請に係る事項について当該スポーツ合宿等の遂行を不当に困難とさせない範囲の修正を加えて決定することができる。

2 交付の決定をしたのち前条第2項の変更申請書が提出された場合は、前項の規定により再度交付の決定をし通知しなければならない。

(補助金交付申請書の取り下げ)

第8条 申請者は、第7条の通知を受けた場合において、交付決定若しくはこれに加えられた修正に不服があるときは、補助金交付申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該補助金に係る交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第9条 申請者は、スポーツ合宿等が終了後20日以内に、実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第6号）

(2) 収支決算書（様式第7号）

(3) 宿泊者名簿（様式第8号）

(4) 宿泊証明書（様式第9号）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と定める書類

(実施期間)

第10条 補助事業の期間は平成30年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	スポーツ合宿等に要する経費のうち宿泊料
補助金の額	1,000円×延べ宿泊者数（宿泊者数×宿泊日数）
補助限度額	1団体1回当たり15万円を限度とする